

# よくあるお問い合わせ【ビルオーナー補助】

(令和2年9月24日更新)

## 【制度概要について】

### Q1 どのような事業なのか。

A1 市民の新型コロナウイルス感染症への感染防止の徹底を図るため、不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、ビルオーナーが実施する感染防止の取り組みに要した経費の一部を助成します。

### Q2 どういったビルオーナーが対象になるのか。

- A2 次の1、2を全て満たす事業者です。
- 1 市内に次に掲げる店舗が入居するビルを所有している法人又は個人事業主
    - ① 飲食店
    - ② カラオケ店
  - 2 店舗がQ4の要件を満たし、必要な書類を提出できること
    - ① 福岡県「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
    - ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守していること
    - ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

### Q3 ビルは市内にあるが、本社が市外（個人事業主は住所が市外）の場合、対象になるか。

A3 市内に要件に該当するビルを所有していれば対象になります。

### Q4 対象となる店舗はどのような店舗か。

- A4 次の1から3を全て満たす事業者です。
- 1 中小企業者又は個人事業主で、次の事業を営んでいる者
    - ① 飲食店
    - ② カラオケ店
  - 2 不特定多数の来客がある店舗などを保有していること
    - ・無店舗（ネットショップなど） ×
    - ・不特定多数の来客がない（社員しか利用しない事務所など） ×
  - 3 次の事項を遵守すること
    - ① 福岡県「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
    - ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守していること
    - ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

**Q 5 対象となる店舗の要件である中小企業とは、どういった事業者が該当するのか。**

A 5 中小企業基本法に規定する中小企業が対象となります。

**【参考】**

中小企業基本法に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益財団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合は、中小企業基本法上の「会社」に該当しないため、中小企業に該当しませんのでご注意ください。

**Q 6 福岡県「感染防止宣言ステッカー」はどうすればもらえるのか。**

A 6 福岡県のホームページに、「感染防止宣言ステッカー申請フォーム」が掲載されていますので、そちらで必要事項の入力などをして、取得の手続きを行ってください。

詳しくは福岡県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html>

**Q 7 ビルに入居する店舗が、本年6月から実施している新しい生活様式の店舗助成事業の交付金を受けているが、他にも追加で施工したい工事がある。申請できるのか。**

A 7 既に、新しい生活様式の店舗助成事業の交付金を受けている方、入金されていなくても交付が決定している方は対象になりません。

**Q 8 ビルに入居する店舗が、「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金」の給付を受ける予定だが、新しい生活様式の店舗助成事業の申請もしたい。申請できるのか。**

A 8 申請は可能です。（ただし、Q 8 に該当する場合は除きます。）

**Q 9 ビルに入居する店舗が、北九州市の新しい生活様式の店舗助成事業の「消耗品費補助」の申請をする予定だが、この「ビルオーナー補助」の申請もしたい。申請できるのか。**

A 9 申請は可能です。(ただし、Q 8 に該当する場合は除きます。)

**Q10 来客型の店舗とは、こういったものを指すのか。**

A 10 不特定多数の人の来客がある店舗を指します。そのため、無店舗の営業や従業員や関係者が利用する事務所などは対象になりません。

**Q11 店舗兼住宅の場合、対象となるのか**

A 11 店舗部分については対象になります。ただし、住居部分と店舗部分が明確に区別できない場合(リビングなど)は対象になりません。

**【事業の対象経費について】**

**Q12 換気扇の設置に要する経費とは具体的にどのような経費か。**

A 12 店舗については客室、共用部分については共用部分の換気を改善するための換気扇を新しく設置する工事にかかる経費のほか、既に設置してある換気扇の取換にかかる経費も対象になります。

単なる換気扇の購入や、自分で取り付けた場合の資材の購入に係る経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

**Q13 窓の設置に要する経費とは具体的にどのような経費か。**

A 13 店舗については客室、共用部分については共用部分の換気を改善するための窓を新しく設置する工事にかかる経費のほか、既に設置してある窓の取換にかかる経費も対象になります。窓の設置に伴い雨戸や網戸を設置する経費も対象になりますが、単なる網戸の網の張替は対象になりません。また、単なる資材の購入や、自分で取り付けた場合の資材の購入に係る経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

採光用の窓、飾り窓など換気を主たる目的としていない窓は対象になりません。

**Q14 飛沫感染防止のための間仕切りの設置に要する経費とは具体的にどのような経費か。**

A 14 アクリル板や木製の間仕切り、ビニールカーテンなどを設置する工事にかかる経費です。単なる既製品の間仕切りや衝立の購入、アクリル板など資材を買って自分で取り付けた場合の資材の購入にかかる経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

**Q15 非接触型自動水栓（蛇口）の設置に要する経費とは、具体的にどのような経費か。**

A15 非接触型自動水栓（蛇口）を新しく設置する工事にかかる経費のほか、既に設置している蛇口を非接触型の蛇口に取り換える経費も対象になります。

ただし、蛇口の設置に直接関係のない配管工事などは対象になりません。

単なる非接触型自動水栓（蛇口）の購入や、自分で取り付けた場合の資材の購入にかかる経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

なお、非接触型自動水栓（蛇口）は、ハンドル（開閉を行う栓）に触れずに水道に直接接続した蛇口から、水を出す製品が対象となります。給水器や次亜塩素酸水精製器などは、自動給水型であっても対象外です。

**Q16 換気扇や窓、間仕切り、非接触型自動水栓（蛇口）や壁紙・床材などは、店舗内に設置すればどこでも補助対象になるか。**

A16 来店される市民の新型コロナウイルス感染症への予防対策を目的としているため、来店客が利用する場所へ設置する場合に対象となります。

従業員のみが使用する厨房や従業員の専用スペースへの設置に要する経費は対象になりません。

**Q17 工事の場合の市内の施工業者とはどういった業者をいうのか。**

A17 次の①、②の全てを満たす業者（法人、個人は問わない）です。

①市内に本社もしくは本店がある業者

②市内にある事業所（本社、支店、営業所など）で施工

- ・ 本社は市内、施工は市内の営業所 ○
- ・ 本社は市外、施工は市内の営業所 ×
- ・ 本社は市内、施工は市外の営業所 ×

**Q18 いつからの経費が対象になるのか。既に設置しているものは対象にならないのか。**

A18 申請に際しては、まず事前相談にお越しいただく必要があります。事前相談後に申請手続、内容の審査を経て補助金の交付が決定します。対象工事の施工が可能になるのは、補助金の交付決定後になります。

**Q19 いつまでの経費が対象になるのか。**

A19 令和2年11月30日までに発注したものにかかる経費が対象になります。

ただし、申請は11月16日まで、工事の施工・実績報告は12月25日までとなっていますのでご注意ください。

また、申請の前に必ず事前相談にお越しいただく必要があります。相談の受付期間は10月30日までとなっていますので、必ず事前にお電話でご予約の上窓口にお越しください。

対象になる経費であっても、申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご

了承ください。

<事前予約について>

- 【予 約 電 話】 0 1 2 0 - 2 5 3 - 3 7 5  
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月~金、土日祝日も受付)  
※予約の受付開始は令和2年9月10日(木)からです。
- 【相談受付期間】 令和2年9月16日(水) ~ 10月30日(金)  
10 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 (月~金、土日祝日は休止)
- 【申請受付期間】 令和2年9月16日(水) ~ 11月16日(月)  
10 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 (月~金、土日祝日は休止)
- 【場 所】 〒802-8790  
北九州市小倉北区浅野2-14-3  
あるある City 2 号館 2階

### 【助成金額について】

#### Q20 助成金額はいくらか。

##### A20 【店舗について】

対象経費から、対象店舗数に5万円を乗じた額を控除した額で、上限は対象店舗数に20万円を乗じた額です。消費税は含みません。

##### 【共用部分について】

1建物あたり対象経費に5分の4を乗じた額で、上限は建物の規模に応じて次のとおりです。

- (上限額) ビルの延べ床面積が3,000㎡未満 100万円  
ビルの延べ床面積が3,000㎡以上 200万円

#### Q21 市内で複数のビル店舗を所有しているが、この場合の補助はどうなるのか。

A21 対象となる建物数、対象となる店舗数に上限はありません。

### 【申請手続きについて】

#### Q22 事前相談に必ず行かなければならないのか。

A22 お手数ですが、申請の前に必ず事前相談にお越しいただく必要があります。相談の受付期間は10月30日までとなっていますので、必ず事前にお電話でご予約上窓口にお越しください。事前相談の際は、工事予定箇所や店舗の状況が分かる図面若しくは写真をご準備ください。

<事前予約について>

- 【予 約 電 話】 0 1 2 0 - 2 5 3 - 3 7 5  
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月~金、土日祝日も受付)  
※予約の受付開始は令和2年9月10日(木)からです。
- 【相談受付期間】 令和2年9月16日(水) ~ 10月30日(金)  
10 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 (月~金、土日祝日は休止)
- 【場 所】 〒802-8790  
北九州市小倉北区浅野2-14-3  
あるある City 2 号館 2階